

# 平成31年度「実践推進校研究事業」実施報告書

## 関係機関との連携の在り方についての取組

**坂出市立東部小学校**



## (1) 事業開始時点での連携の状況

### ・本校の現状

◎ LD・ADHD・ASDなどの発達障害などを含む個別の配慮を必要とする児童数

(香川県のチェックリストより)

◎ 特別支援学級在籍児数と福祉（放課後等デイサービス）利用児童数

# 令和元年度 (全校**382**人)

## 通常・通級児童

「かけはし」  
「個別の教育支援計  
画」作成

6人

「個別の指導計画」  
作成

31人

## 特別支援学級児童数

知的  
9人

自閉・情緒  
9人

福祉関係（放課後等デイ  
サービスなど）利用児童

8名  
(通常学級2名)

# 関係機関の利用状況

- ・ 病院（医療関係）
- ・ スクールカウンセラー
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 子ども相談センター
- ・ 巡回相談

などを活用して、相談支援や療育、居場所作りを行っている。

## (2) 連携の現状

- 担任や特別支援教育コーディネーターが保護者との懇談を通して医療関係につなぎ情報共有を行うことで、学習面、生活面での困難さが改善するケースが増えた。
- 困難さを抱える児童は、保護者と児童理解に関して共通理解が取りづらいことがあり、有効な支援につなぎにくい現状があった。家庭の教育力が期待できないケースも増えており、スクールカウンセラー等の専門的な立場のものが保護者との人間関係を築きながらサポートやアドバイスをしている。
- 放課後等デイサービスを実施している事業所との連携においては、担当者会を実施し支援内容の確認をしたり、保護者を通して学校の下校時間や行事予定を共有しデイサービスの行事と学校行事がかぶらないようにしている。

### ( 3 ) 連携の課題

- ①放課後等デイサービスの事業所との連携においては、児童の実態と校内の支援の情報提供に留まっていた。
- ⇒デイサービスの利用開始前に、個別の教育支援計画をもとに担当者会で支援内容の共有し、具体的な役割の分担を行うことが必要。
- ②県や市の福祉関係機関との連携は、問題発生後のケース会などを行うことがメインであり、児童が抱える困難さに対して、家庭と協働して行う日常的な支援や将来を見据えて生活の支援についての検討をすることは少なかった。
- ⇒児童の学校生活、家庭生活、地域生活を含めた自立に向けての目標や支援を保護者や関係機関と連携して計画することが必要。

# 目標

- ①教職員に対し関係機関との連携に関する理解啓発を行う。
- ②関係機関を利用する児童の保護者支援を軸においたケース会等の充実を図る。
- ③個別の教育支援計画や指導計画の作成とその意義や利用方法について検討する。

## ( 1 ) 職員研修による理解啓発

①令和元年 7 月 1 7 日 (水)

講師 あじの里地域生活支援センター  
センター長 草原比呂志さん

演題「福祉と学校の連携について」

②令和元年 8 月 2 3 日 (金)

講師 四国学院大学教授 野崎晃広先生

演題「ペアレントメンターかがわの取組について」

- ・ 発達障がいの児童を取り巻く課題の支援方法について提案いただくことができた。ペアレントメンターの取り組みを通して、家庭や保護者への支援の方法についてご示唆いただけた。



## 成果

- ・講演会は職員研修の一環で実施し、すべての教職員が聴講した。講演後、大勢の教職員が、直面している児童の問題行動について質問し、具体的な支援の方法について紹介していただくことで、教職員の児童理解や指導方法等の専門性の向上に繋がった。
- ・また、保護者とどのように連携していけばよいか、実際の事例も交えながら話していただくことで、今後の保護者対応についての参考になった。

## (2) 各関係機関との連携

- 事例 1 (6年女子)

「進学に向けた連携について」

# <事例 1> 「進学に向けた連携について」 児童の実態

6年女児

- ・ 特別支援学級（自閉・情緒学級に在籍）
  - ・ ASDとADHDを併せもつ
  - ・ 低学年からの問題行動（盗み・暴言等）
  - ・ 子どもの障がいの受容ができない保護者からの虐待（暴力・暴言等）
- 3年生から放課後等デイサービスの利用  
4年生から月2回のショートステイ利用

# 事例1 「進学に向けた連携について」

## ケース会の実施

◎中学校の進学に向けて、本人に合った進路選択や基本的な生活習慣の確立に関する話し合いを年間4回行った。

<参加者>

- ・ケアマネージャー（相談支援専門員）
- ・放課後等デイサービス担当者  
（坂出市「T」高松市「M」）
- ・西部子ども相談センター
- ・坂出市福祉課
- ・こども課

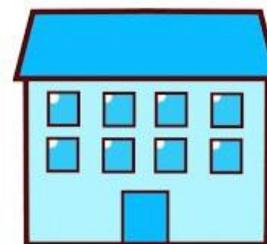




市内中学校



放課後等デイサービス



ショートステイ



特別支援学校



医療機関



法務省支援センター



訪問支援

# 事例 1 「進学に向けた連携について」

## 支援内容の決定

- ・ 保護者支援について

- 1 医療機関との連携（医師との相談）
- 2 訪問支援（担当者が家庭に訪問し子供との関わり方についての助言を行う）
- 3 障害児相談支援（ショートステイ等）

- ・ 児童の支援について

- 1 放課後等デイサービス（宿題や余暇活動）
- 2 障害児相談支援（ショートステイで生活スキルの学習）
- 3 特別支援学校や中学校（校内参観、相談）
- 4 移動支援（通学指導）
- 5 法務省支援センター高松（指導員による説諭：5回実施）

◎法務少年支援センター高松の相談事業を利用し、本人への指導を5回実施した。

### 3 御本人や御家族に対する心理相談

関係機関・団体からの依頼を受けて、御本人や御家族の方との心理相談を行います。



本人への心理相談（イメージ）

- 学校と連携して、心理相談を依頼した事例  
児童館への暴力などのあった家庭について、学校教員からの紹介を受け、御本人と御家族の方のそれぞれと面談を行いました。  
御本人とは、専用のワークブックを用いて、他者との関わり方や、相手の気持ちに配慮することの大切さについて話し合ったり、暴力を振るわないための方法について、一緒に考えたりしました。  
御家族とは、家族関係の問題を中心にしたカウンセリングを行いました。

# 成果

## ・ 保護者支援について

- 1 就学前から関わり、信頼関係のある医師との相談を通し、本児の成長を認められるようになった。
- 2 訪問を行う時間が、保護者にとっては家事等で忙しい時間であり子どもとの関わりについて助言する場面は少なかった。
- 3 本児との関わりは、保護者にとって負担に感じることも多いためショートステイを利用することで、お互いに良好な関係をもてるようになった。
- 4 本児が法務少年支援センターの話聞き、問題行動が減ったことで保護者も本児に対し、肯定的な関わりをするようになった。

# 成果

## ・児童の支援について

- 1 放課後等デイサービスでは、異学年の児童との活動を行う中で下学年の児童の面倒を見たり、担当者の手伝いをしたりする場面が見られた。
- 2 ショートステイでは、入浴の仕方や衣服の片付け方等の生活に必要なスキルを身に付けた。
- 3 特別支援学校や中学校を参観することで、具体的なイメージをもって進路選択をすることができた。
- 4 通学についての情報を伝えることで、通学についての見通しをもたせることができた。
- 5 法務少年支援センターの説諭を素直に聞き、問題行動は減った。

### (3) 個別の教育支援計画, 個別の指導計画などの作成と活用 (資料1～3)

保護者懇談

教育支援計画  
指導計画をもとに  
支援のあり方を  
共通理解する

校内

「実態表」を作成

次年度の担任への引き継ぎ

# 通常学級の合理的配慮の必要な児童に向けての「個別の指導計画」を作成

活用

学期に1回の生徒指導情報交換(低・中・高別)

校内就学指導委員会、ケース会

共通理解・支援の方向性を引き継ぐ。  
スムーズな関係性を築く資料として活用

★個別の教育支援計画Ⅰ－①<基本情報>・・・資料1

・家族構成、関係機関の記入

★個別の教育支援計画Ⅰ－②<1年間>・・・資料2

・保護者、本人の願い、支援の方針

★個別の指導計画<通常学級用>・・・資料3

# 成果

- ・ 保護者の承認のもとに作成した個別の教育支援計画等と、学校が独自で作成した実態表を用いて、情報交換の際の資料として活用することができた。
- ・ 通常学級用の個別の指導計画を作成し、児童の実態についての共通理解を図り、支援の方向性を引き継ぐ資料として活用することができた。

